

転入・転出手続きの臨時窓口を開設します

町では、転入・転出などが多くなる年度末、年度当初に住民異動届などの手続きを行うための臨時窓口を開設します。ぜひご利用ください。

日時：3月24日(土) 4月1日(日) 午前8時30分～午後0時15分

開設窓口	主な業務内容 [臨時窓口で実施する業務は、転入、転出等の手続きに伴うものです。]
住民課	住民異動届の受付 戸籍の届出受付 諸証明(住民票の写し、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書など)の交付
税務課	原付バイク及び小型特殊自動車等の登録、廃車の手続き
福祉課	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の手続き 乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費などの手続き 障害者手帳の申請受付、各種届出受付
保険年金課	国民健康保険の資格異動手続き 老人保健の受給資格届出受付
高齢福祉課	介護保険の資格異動手続き 介護認定者の受給資格証明書の交付
教育総務課	転入学・転出学(転校)の手続き

業務の内容により関係機関(前住所地、本籍地の市区町村等)に照会を必要とするものについては処理できない場合もあります。その際は、平日に再来庁をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください(詳しくは担当窓口へ)。

白岡駅西口の役場連絡所は開設しておりません。

[この臨時窓口の開設は、改革推進プログラムの取組目標(窓口サービスの向上/繁忙期の休日開庁の試行)の一環として実施するものです。]

問合せ：各担当課、政策財政課改革推進室 内線366



～町内循環バスは3月いっぱいまで廃止になります～



町内循環バスは、役場、温水プール、老人福祉センターをはじめとする各公共施設と各地域間を結ぶ交通手段として、平成11年11月から運行を開始しました。

しかし、昨今の町の厳しい財政状況を立て直すため、既存事業の見直しを行いましたところ、このまま存続することが困難であるという結果に至り、「白岡町改革推進プログラム」における廃止事業の一つに位置付けられ、3月いっぱいをもちまして運行をとりやめることとなりました(最後の運行日は3月30日です。)

ご利用いただいております皆様には、たいへんご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

長い間、ご利用いただきまして、誠にありがとうございました。

問合せ 町民活動推進課 内線355